(2)　認定都道府県等は、(1)の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、認定設置運営事業者等と共同して、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないこととした。（第一一条第二項関係）

(八)　協議会

(1)　都道府県等は、実施方針の策定及び変更、設置運営事業等を行おうとする民間事業者の選定、区域整備計画の作成及び認定区域整備計画の変更並びに(六)の(2)の規定による認定区域整備計画の実施の状況の報告その他必要な事項について協議するための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができることとした。（第一二条第一項関係）

(2)　協議会は、都道府県等の長、立地市町村等の長及び公安委員会並びに都道府県等の住民、学識経験者、関係行政機関その他の都道府県等が必要と認める者をもって構成することとした。（第一二条第二項関係）

(3)　都道府県等は、(四)の(1)の規定により設置運営事業等を行おうとする民間事業者を選定したときは、当該民間事業者を協議会の構成員として加えるものとすることとした。（第一二条第四項関係）

(九)　実施協定

(1)　認定都道府県等及び認定設置運営事業者等は、(五)の(8)の認定の後速やかに、設置運営事業等の具体的な実施体制及び実施方法に関する事項、設置運営事業等の継続が困難となった場合における措置に関する事項、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項、実施協定の有効期間等をその内容に含む協定（以下「実施協定」という。）を締結しなければならないこととした。（第一三条第一項関係）

(2)　認定都道府県等及び認定設置運営事業者等は、実施協定を締結しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととした。（第一三条第二項関係）

(3)　国土交通大臣は、(2)の認可をしようとするときは、関係行政機関の長に協議し、これらの同意を得なければならないこととした。（第一三条第四項関係）

(一〇)　認定都道府県等の指示等

認定都道府県等は、認定区域整備計画の適正な実施等のため、認定設置運営事業者等に対して、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができることとした。（第一四条関係）

(二)　認定設置運営事業者等の事業実施義務等

(1)　認定設置運営事業者等は、認定区域整備計画及び(九)の(2)の認可を受けた実施協定に従い、設置運営事業等を行わなければならないこととした。（第一五条第一項関係）

(2)　認定設置運営事業者等は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため国及び認定都道府県等が実施する施策に協力しなければならないこととした。（第一五条第二項関係）

(3)　認定設置運営事業者等は、カジノ事業の収益の活用に当たっては、カジノ事業が特定複合観光施設区域の整備の推進のため特別に認められるものであることに鑑み、(六)の(1)の規定による評価の結果に基づき、当該収益を特定複合観光施設の整備その他設置運営事業等の事業内容の向上及び認定都道府県等が実施する認定区域整備計画に関する施策への協力に充てるよう努めなければならないこととした。（第一五条第三項関係）

(三)　事業計画

認定設置運営事業者等は、カジノ事業の収益を活用して設置運営事業等を円滑かつ確実に行うため、毎事業年度の開始前に、事業基本計画に基づき、当該事業年度における特定複合観光施設の維持管理、設備投資その他の事業活動に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、認定都道府県等の同意を得て、国土交通大臣に届け出なければならないこととした。（第一六条関係）

(三)　特定複合観光施設の営業の開始

(1)　認定設置運営事業者は、特定複合観光施設の営業を開始しようとするときは、その開始の時期を、認定都道府県等の同意を得て、国土交通大臣に届け出なければならないこととした。（第一七条第一項関係）

(2)　認定設置運営事業者は、特定複合観光施設のうちカジノ施設の営業を先行して開始してはならないこととした。（第一七条第二項関係）

(四)　設置運営事業等以外の事業の兼営の禁止

(1)　認定設置運営事業者は、設置運営事業以外の事業を営んではならないこととした。（第一八条第一項関係）

(2)　認定施設供用事業者は、施設供用事業以外の事業を営んではならないこととした。（第一八条第二項関係）

(五)　設置運営事業等の廃止

(1)　認定設置運営事業者等は、設置運営事業等を廃止しようとするときは、認定都道府県等の同意を得て、国土交通大臣の承認を受けなければならないこととした。（第一九条第一項関係）

(2)　区域整備計画の認定は、設置運営事業等を廃止したときは、その効力を失うこととした。（第一九条第三項関係）

(六)　監査人の設置

(1)　認定設置運営事業者等は、監査人を置かなければならないこととした。（第二〇条第一項関係）

(2)　(1)の監査人は、認定設置運営事業者等が選定することとした。（第二〇条第二項関係）

(七)　認定設置運営事業者等と監査人との関係

認定設置運営事業者等と監査人との関係は、委任に関する規定に従うこととした。（第二一条関係）

(八)　監査人の資格等

(1)　会社法第三三一条第一項各号に掲げる者は、監査人となることができないこととした。（第二二条第一項関係）

(2)　監査人は、認定設置運営事業者等の業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者）、取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は使用人を兼ねることができないこととした。（第二二条第二項関係）

(九)　監査人の職務及び権限

(1)　監査人は、認定設置運営事業者等が行う設置運営事業等を監査することとした。（第二三条第一項関係）

(2)　監査人は、いつでも、認定設置運営事業者等及びその役員（業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下同じ。）、取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）、監査役若しくは監査人、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは監査人、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）、代理人、使用人その他の従業者（以下単に「従業者」という。）（監査人を除く。）に対して設置運営事業等の報告を求め、又は設置運営事業等若しくは当該認定設置運営事業者等の財産の状況を調査することができることとした。（第二三条第二項関係）

(一〇)　監査人の報告義務

監査人は、設置運営事業等において認定設置運営事業者等が不正の行為をし若しくはするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該認定設置運営事業者等に報告しなければならないこととした。（第二四条関係）